

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年1月11日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

46.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 1.6 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>7.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.8</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	8.6トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>11.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	<u>2.1</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

8.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	8.7トン

くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年1月11日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="text-align: center;">46.7 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち1.6トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>7.1</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>9.8</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>7.1</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.8</u> トン	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和4年12月22日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="text-align: center;">46.7 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち1.6トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td style="text-align: center;">3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>14.8</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>2.1</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>14.8</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>2.1</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>7.1</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.8</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>14.8</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>2.1</u> トン																				

月まで	月まで	月まで	月まで
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	1.2 トン	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	8.6 トン	8.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	<u>11.5</u> トン	<u>13.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	<u>2.1</u> トン	<u>0.6</u> トン
(以下略)	(以下略)		

下線部が変更箇所

クロマグロの漁獲状況（令和5年1月11日 時点）

【小型魚（30kg未満）】

① 漁船漁業

期間	割当量	漁獲量	消化率
R4.4.1～6.30	1.3トン	1.28トン	98.3%
R4.7.1～9.30	3.5トン	3.43トン	97.9%
R4.10.1～12.31	7.1トン	7.09トン	99.9%
R5.1.1～3.31	9.8トン	1.24トン	12.6%

② 定置漁業

期間	割当量	漁獲量	消化率
R4.4.1～6.30	1.2トン	1.11トン	92.4%
R4.7.1～9.30	8.6トン	8.54トン	99.4%
R4.10.1～12.31	11.5トン	11.41トン	99.2%
R5.1.1～3.31	2.1トン	トン	%

【大型魚（30kg以上）】

漁業種類	割当量	漁獲量	消化率
全漁業種類	8.7トン	7.26トン	83.4%

※期間：R4.4.1～R5.3.31